

○食品衛生法施行規則（昭和二十三年省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		別表第七（第二十一条関係）	
大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	加工食品	大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	加工食品
一 豆腐類及び油揚げ類		一 豆腐類及び油揚げ類	
二 凍豆腐、おから及びゆば		二 凍豆腐、おから及びゆば	
三 納豆		三 納豆	
四 豆乳類		四 豆乳類	
五 みそ		五 みそ	
六 大豆煮豆		六 大豆煮豆	
七 大豆缶詰及び大豆瓶詰		七 大豆缶詰及び大豆瓶詰	
八 きな粉		八 きな粉	
九 大豆いり豆		九 大豆いり豆	
十 第一号から前号までに掲げるものを主な原材料とするもの		十 第一号から前号までに掲げるものを主な原材料とするもの	
現行		別表第七（第二十一条関係）	
大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	加工食品	大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	加工食品
一 豆腐類及び油揚げ類		一 豆腐類及び油揚げ類	
二 凍豆腐、おから及びゆば		二 凍豆腐、おから及びゆば	
三 納豆		三 納豆	
四 豆乳類		四 豆乳類	
五 みそ		五 みそ	
六 大豆煮豆		六 大豆煮豆	
七 大豆缶詰及び大豆瓶詰		七 大豆缶詰及び大豆瓶詰	
八 きな粉		八 きな粉	
九 大豆いり豆		九 大豆いり豆	
十 第一号から前号までに掲げるものを主な原材料とするもの		十 第一号から前号までに掲げるものを主な原材料とするもの	

	とうもろこし	ばれいしよ
十一 調理用の大豆を主な原材料とするもの 十二 大豆粉を主な原材料とするもの 十三 大豆たんぱくを主な原材料とするもの 十四 枝豆を主な原材料とするもの 十五 大豆もやしを主な原材料とするもの	一 コーンスナック菓子 二 コーンスターチ 三 ポップコーン 四 冷凍とうもろこし 五 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 六 コーンフラワーを主な原材料とするもの 七 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） 八 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの 九 第一号から第五号までに掲げるものを主な原材料とするもの	一 ポテトスナック菓子 二 乾燥ばれいしよ 三 冷凍ばれいしよ 四 ばれいしよでん粉 五 調理用のばれいしよを主な原材料とするもの

	とうもろこし	ばれいしよ
十一 調理用の大豆を主な原材料とするもの 十二 大豆粉を主な原材料とするもの 十三 大豆たんぱくを主な原材料とするもの 十四 枝豆を主な原材料とするもの 十五 大豆もやしを主な原材料とするもの	一 コーンスナック菓子 二 コーンスターチ 三 ポップコーン 四 冷凍とうもろこし 五 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 六 コーンフラワーを主な原材料とするもの 七 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） 八 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの 九 第一号から第五号までに掲げるものを主な原材料とするもの	一 ポテトスナック菓子 二 乾燥ばれいしよ 三 冷凍ばれいしよ 四 ばれいしよでん粉 五 調理用のばれいしよを主な原材料とするもの

